



2007年8月7日 第2007-60号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

初の民主党議長誕生！

## 第167臨時国会開会

8月7日、4日間の会期で第167臨時国会が召集されました。参議院本会議では、民主党・江田五月議員が議長に選出されました。自民党以外の議員が参議院議長に選出されたのは50年ぶりで、民主党初の議長誕生となりました。

今回の参議院選挙で初当選した、とどろき利治議員も本日初登院しました。これから津田やたろう議員とともに、活躍を期待するところです。

### 年金保険料流用禁止法案提出

民主党は、年金保険料流用禁止法案を参議院に提出する予定です。この法案は、年金の保険料は年金給付のみに使い、年金以外に流用する制度は廃止するという内容です。民主党のマニフェストにも明記してあります。

社会保険庁は年金保険料を事務費と称して、社会保険庁職員の宿舍・福利厚生経費、長官の交際費、年金福祉施設等に安易に使用しているのではないかと、国会等で指摘され問題になっていました。年金事務費の一部は、財政構造改革の推進に関する特別措置法により年金保険料を充当していましたが、この特別措置法は時限立法のため、期限が切れそうになると延長を繰り返してきました。

また、国民年金法と厚生年金保険法には次の

条文があります。

#### 国民年金法第74条

政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

#### 厚生年金保険法第79条

政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

社会保険庁は特別措置法とともに、この条文を「根拠」というより「拡大解釈」して、年金保険料を使い続けてきました。2004年の国会審議では、民主党議員が「必要な施設をすることができる」がなぜ事務費を出す根拠になるのかという質問に対し、社会保険庁次長は「施設は、物的設備のほか人的要素も加味した事業活動全体を総合的に指し示す意味」と答弁しました。

事務費に充当している保険料は、国民年金と厚生年金の保険料で、社会保険庁職員が加入している共済年金の保険料は一切使っていません。民主党が提出する法案は、国民年金法第74条と厚生年金保険法第79条を削除して、保険料を年金給付以外に使用できないようにするものです。

今臨時国会は会期が4日間のため、提出した年金保険料流用禁止法案は、秋の臨時国会で継続審議となります。秋の臨時国会では、参議院で同法案を可決し、衆議院で成立をめざします。